

明治学院大学 2024 年度入学前予約型奨学金（首都圏以外の高等学校等出身者対象）

しろかね
「白金の丘奨学金」（授業料減免型・返済不要）
募集要項

明治学院大学では、首都圏〔東京都（島しょ部を除く）・神奈川県・埼玉県・千葉県〕以外の高等学校等出身の受験生の方を対象にした、入学前予約型の奨学金（授業料・施設費との相殺による減免制度）を設けています。大学は色々な国や地域から多様な文化を持った人が集まることによって、いっそう魅力あるものになります。離れた地から明治学院大学に進んで勉強を続けようとする人の経済的負担を少しでも軽くし、安心して学業に励んでいただくため、この奨学金の採用者には大学が入学後の 4 年間、授業料の約半分を支援いたします。奨学金の名称『白金の丘』は学院の校歌から採りました。明治学院の卒業生であり校歌の作詞者である島崎藤村も、若い時に上京して白金の丘で苦学した一人なのです。多くの受験生の方の応募を期待しています。

(A) 申請資格

次の①～⑥のすべての条件を満たしている者。

- ① 2024 年度一般入学試験（全学部日程・A 日程・B 日程）、大学入学共通テスト利用入学試験（前期・後期）で本学を受験する者。
 - ② 日本国籍を有する者、または永住者、定住者、日本人（永住者・定住者）の配偶者・子である者。
 - ③ 東京都（島しょ部を除く ※）・神奈川県・埼玉県・千葉県以外の国内高等学校または中等教育学校等の出身者（通信制を除く）。
- ※ 東京都の島しょ部（伊豆諸島・小笠原諸島）に所在する該当学校の出身者は申請可能です。
- ④ 上記の学校を卒業（修了）した者または 2024 年 3 月に卒業（修了）見込みの者で、本学へ入学後は 4 年間自宅外から通学する予定の者。
 - ⑤ 上記の学校（中等教育学校の場合は後期課程）での全体の評定平均値が、申請時に 3.6 以上である者。
 - ⑥ 父母（※1）の年収について、市区町村が発行する「令和 5 年度（令和 4 年分）所得証明書」に記載された「所得金額」が、父母合計で 600 万円（※2）以下である者（※3）。

※1 父母が共にいない場合は、父母に代わって家計を支えている方とします。

※2 ご参考までに、「所得金額」が父母合計で 600 万円は、父母共に収入が給与のみであれば、収入金額（課税前）の父母合計では 800 万円～900 万円が目安となります。

※3 以下の ア）または イ）に該当する場合は申請前にご相談ください。

ア）2022 年 1 月から 12 月の間に単発的・例外的な収入があったことにより、2022 年分の所得金額【令和 5 年度所得証明書に記載されている所得金額】が例年になく高額となっている場合。（そのために上記⑥の所得基準を超えている場合も含みます。）

イ）2022 年 1 月以降に退職・廃業・転職・減給等により収入が減少しており、2023 年分の所得金額が 2022 年分の所得金額【令和 5 年度所得証明書に記載されている所得金額】よりも低額となることが確実である場合。

(B) 奨学金額・授業料減免の方法・期間

① 奨学金額

年額 40 万円（返済不要）

② 減免の方法

年 2 回、春学期と秋学期それぞれに 20 万円を授業料・施設費と相殺します。

- 入学年度の春学期については、一旦通常の額を納入していただいた後、6 月中旬（予定）に本学から 20 万円を金融機関口座への振込にて返金します。

- 入学年度の秋学期および 2 年目以降については、当該学期の学納金納入時に、通常の額から奨学金額 20 万円を差し引いた額を納入していただきます。

③ 期間

原則として 4 年間。ただし、2 学期目以降については、学業成績・家計状況等に基づいて継続の可否を審査します。詳細は入学後の受給手続き時にお知らせいたします。

(C) 採用候補者数

約 200 名（予定）

(D) 申請方法

所定の申請期間内に、申請書類一式を簡易書留または“レターパックプラス”（“レターパックライト”は不可）にて「(F) 提出先」宛に郵送してください。不備または不足があった場合は申請を受け付けられませんのでご注意ください。

(E) 申請期間

2023 年 11 月 1 日（水）～ 30 日（木）（11 月 30 日の消印有効）

(F) 提出先

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

明治学院大学 学生部「白金の丘奨学金」担当

(G) 必要な申請書類

以下の①～④をすべて整えて申請してください。

※ 「所得証明書」「住民票の写し」等、役所・役場から取得する証明書類については、「マイナンバー」が記載されていないものを取得してください。

① 「白金の丘奨学金」申請書（所定様式）

- 『出身学校記入欄』以外は申請者（志願者）本人が自筆で記入してください（鉛筆・シャープペンシル、その他消せる筆記具は使用不可）。
- 記入した内容を訂正する際は、二重線を引き該当箇所に本人印（出身学校記入欄については学校印）を押印してください。
- 提出に際して、出身学校による封緘をお願いします。

1. 「申請者（志願者）本人の氏名・生年月日・性別」欄

- 性別は、男女いずれかを○で囲んでください。

2. 「連絡先住所・電話番号」欄

- 住所は「丁目」「番地」「号」を省略し、ハイフン「-」で記入してください。集合住宅の場合は棟名等・部屋番号まで明記してください。(例：港区白金台 1-2-37 メゾン明学 A 棟 301 号室)

3. 「父母について」欄

- 父母の氏名と満年齢を記入のうえ、「収入状況」欄の該当するものすべてを○で囲んでください。現在職に就いている方については、「勤続期間」欄に記入時点での勤続期間を記入してください。
- ひとり親家庭の場合は、
 - ・父母のいずれかが亡くなられている場合は、亡くなられた方の氏名欄には「亡」と記し、亡くなられた年月を西暦で記入してください（氏名の記入は不要です）。
 - ・父母が離別等している場合は、本人と生計を一にしていない方の氏名欄に「離」と記し、離別等の年月を西暦で記入してください（氏名の記入は不要です）。
 - ・上記以外の事情による場合は、事情がわかるように適宜記入してください。
- 父母が共にいないう場合は、
 - ・父の氏名欄と母の氏名欄それぞれに、上述のひとり親家庭の場合に準じて「亡」または「離」と記し、亡くなられた年月または離別等の年月を西暦で記入してください。
 - ・「父母が共にいないう場合」欄に、父母に代わって家計を支えている方について記入してください（記入欄は 2 名分設けてありますが、実情に応じて 1 名のみの記入でもかまいません）。「本人との関係」欄は申請者本人から見た継柄を記入してください。

4. 「出身学校記入欄」

- 必ず出身高等学校・中等教育学校等の先生に記入してもらい、校長公印の押印を受けてください。
- 太線枠内の項目（学校名、学校所在地 等）が全て記入されていることが必要です。特に、「全体の評定平均値」欄の記入漏れが無いように注意してください。
- 「高等学校等コード」は、本学 Web サイト > 入試情報 > 入試要項 > 各種コード検索 > 高等学校等コード検索 からご確認ください。

② 父母それぞれの「最新の所得証明書」（「マイナンバー」が記載されていないもの）

- ・証明書の原本を提出してください（コピー不可）。

- 「所得証明書」は市区町村役所にて発行を受けてください。（「給与所得の源泉徴収票」や税務署が発行する「納税証明書」ではありません。）
- 所得証明書の正式名称・書式は、発行する自治体によって異なります。（例：市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税（非課税）証明書 等）
- 父母のそれについて、「令和 4 年中の所得」が記載されている最新の所得証明書を提出してください（“世帯分” の証明書ではなく、父母それぞれ個人についての証明書を提出してください）。

- ・証明書には、収入と所得それぞれの種類（内訳）と金額が明記されていることが必要です。
非課税であることの証明のみで所得額が明示されていないものは受け付けられません。
 - ・無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、所得額が「0（ゼロ）」と明示されている所得証明書を提出してください。所得金額が空欄であったり、“*****”等で表示されているものは受け付けられません。
 - ・税の申告を行っていないと、所得証明書の発行を受けられない場合があります。市区町村役所にて確認のうえ、必要であれば申告の手続きをとってください。
- ひとり親家庭の方は、本人と生計を一にしている方についてのみ提出してください。
- 父母が共にいない場合は、申請書に記入した“父母に代わって家計を支えている方”的所得証明書を提出してください。

③ 本人及び父母の「住民票の写し」（「マイナンバー」が記載されていないもの）

- ・2023年9月1日以降に市区町村にて発行された「住民票の写し」の原本を提出してください（コピー不可）。

- 申請書記入時点での世帯の状況に合致しているものを提出してください。
- 本人と父と母について、続柄が記載されたもの（「本籍」や「筆頭者」の記載は不要）を提出してください。なお、ひとり親家庭の場合は父母についてはいずれか本人と生計を一にしている方のみ、父母が共にいない場合には本人についてのみの提出でかまいません。
- 単身赴任等により、父・母・本人の間で世帯が分かれている場合は、それぞれの世帯について提出してください。この場合、本人が属さない方の世帯については続柄の記載がなくてもかまいません。
- 日本国籍を有していない方は、申請書記入時点での国籍・在留資格・在留期間が記載されているものを提出してください。
- 市区町村から複数枚を綴じた形で発行された場合は、分離せずにそのまま提出してください。

④ 返信用封筒＜長形3号・定型＞

- 定型封筒（長形3号）を各自ご用意ください。
- 封筒には84円切手を貼付し、宛先に申請者（志願者）本人の郵便番号・住所・氏名（必ず「様」と付してください）を記入してください。
- 「選考結果通知」を確実に受け取れる住所を記入してください。
- 郵便料金不足（切手未貼付）や、住所・氏名に誤りがある場合、通知が届かないことがあります。本学では発送した通知が届かないことに対する責任は一切負いませんので、十分ご注意ください。

(H) 採用候補者の選考・決定

申請書類に基づいて審査のうえ、採用候補者を決定します。なお、審査に際して本学から問い合わせをさせていただく場合があります。予めご了承ください。

(I) 選考結果通知

選考結果は、提出いただいた返信用封筒を用いて、申請者全員に郵送で通知します。

選考結果通知： 2023 年 12 月下旬発送予定

(J) 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され奨学金を受けるためには、以下の①と②の条件を共に満たすことが必要です。なお、詳細については、選考結果通知時にお知らせいたします。

- ① 2024 年度一般入学試験（全学部日程・A 日程・B 日程）または大学入学共通テスト利用入学試験（前期・後期）を受験し、その合格によって明治学院大学に入学すること。
- ② 入学後、所定期間内（2024 年 4 月中、詳細は入学後本人に通知）に本学、横浜学生課の奨学金担当の指示に従い所定の採用手続きをを行うこと。
- ③ 入学後は、4 年間自宅外から通学すること。

(K) 本奨学金と他の奨学金との併用について

本奨学金は他の奨学金との併用を可としていますが、他の奨学金の側が本奨学金との併用を認めない場合もありますので、その奨学金の採用条件をご確認ください。（本奨学金の採用候補者となった後、他の奨学金を受給するために本奨学金を辞退することは差し支えありません。）なお、日本学生支援機構の奨学金は本奨学金と併用できます。

(L) 個人情報の取り扱いについて

本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、次の事項にのみ利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

- ① 本奨学金の選考・決定
- ② 明治学院大学の奨学金制度における調査等
- ③ 上記①、②に付随する業務

「高等教育の修学支援新制度」との併用について

文部科学省が実施する「高等教育の修学支援新制度」における授業料減免制度の利用を検討している場合、本奨学金との併願は可能ですが、入学後に当該制度の対象者となった場合は、本奨学金の支給額について一部制限される可能性があります。具体的には文部科学省の授業料減免額と白金の丘奨学金の合計額について、該当学生の授業料と施設費の合計額を超えないものとします。詳細については、12 月に奨学金採用候補者へ発送する本奨学金の採用結果通知にて別途ご案内いたします。

申請にあたっての注意点

- (1) 本奨学金の申請・選考は、入学試験の合否に一切影響いたしません。
- (2) 本奨学金の候補者に採用されても、他大学との併願、他大学への入学を制限することはありません。
- (3) 2024 年度一般入学試験（全学部日程・A 日程・B 日程）、大学入学共通テスト利用入学試験（前期・後期）以外の入学試験制度での合格によって入学した場合には、本奨学金を受けることはできません。
- (4) 提出された申請書類はどのような理由・事情があっても一切返却いたしません。
- (5) 審査（採用候補者決定）の過程に関するお問い合わせには応じられません。
- (6) 虚偽の申請により本奨学金に採用されたことが発覚した場合は、採用を取り消すとともに、既に相殺した奨学金相当額についても返還を求めます。

お問い合わせ先：

- ◆ 「(A) 申請資格」の①～⑤に関する事項
- ◆ 「申請にあたっての注意点」の(1)～(3)に関する事項
⇒ 入学インフォメーション 03-5421-5151
- ◆ それ以外の事項
⇒ 学生部 03-5421-5157